

事務連絡
令和2年6月26日

西宮市指定生活介護事業者
西宮市指定短期入所事業者 各位

西宮市生活支援課長
西宮市法人指導課長

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所（生活介護・短期入所）の人員基準等の取扱いについての留意事項について

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」（令和2年6月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が示されましたが、このことについて当市における取扱いは別紙のとおりとさせていただきます。

ご確認の上、対応をよろしく申し上げます。

【問い合わせ先】

西宮市 生活支援課
電話：0798-35-3130
西宮市 法人指導課
電話：0798-35-3423

(別紙) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所(生活介護・短期入所)の人員基準等の取扱いについての留意事項について

1 対象サービス

生活介護、短期入所

2 生活介護における取扱い

生活介護において、今後もサービスの提供にあたり、いわゆる「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避けるための取組として、分散通所など様々な形態が想定されることを踏まえて、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも、短時間利用減算を適用しないことを可能とする。

3 短期入所における取扱い

短期入所のサービス提供において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組として、利用者が入れ替わる際に、こまめに居室の消毒を実施することや、他の利用者との間に一定の距離を保ちつつ必要な支援を行うことを、緊急時の受入と同程度の負担とみなし、全ての利用者について、月に14日を上限に緊急短期入所受入加算を算定可能とする。

なお、通常の実施により緊急短期入所受入加算を算定している場合に、追加で上記の実施を行う場合であっても月の上限日数は変わらないものとする。

4 留意事項

上記2・3の実施による報酬算定を行う場合は、事前に利用者の同意を得ること。利用者の同意について、必ずしも書面による同意確認を得る必要はないが、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残しておくこと。

また、月の途中で同意を得た場合は、同一月内であれば遡って算定することを可能とする。

当該取扱いについて、西宮市への事前連絡は不要とする。

【参考】

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)」(令和2年6月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

以上